

平成26年7月1日閣議決定に基づく安全保障に関する法整備等
に反対する会長声明

2015（平成27）年3月23日

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
国会議員 各位

千葉県弁護士会 会長 蒲田 孝



1 声明の趣旨

平成26年7月1日閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」は、個別的自衛権の範囲を超えて日本国憲法9条が禁ずる自衛隊の武力行使に道を開くものであり、かかる閣議決定は恒久的平和主義を掲げる日本国憲法に反し効力を有しないから、当会は、立法府及び行政府がこの閣議決定に基づく安全保障に関する法整備、法解釈及び法運用を行うことに強く反対する。

2 声明の理由

(1) 平成26年7月1日閣議決定は、武力攻撃に至らない侵害に対しても自衛隊が出動すること、海外の非戦闘地域以外にも自衛隊を派遣すること、国際的な平和協力活動における自衛隊の活動範囲を「駆け付け警護」や「治安維持活動」に拡大するとともに自衛官の武器使用権限を拡大すること、我が国が攻撃されていなくてもいわゆる「新3要件」を満たすと政府が判断すれば集団的自衛権の名の下に自衛隊が武力行使をすること、などを認めている。

かかる閣議決定は、国会での審議が尽くされないまま第186回国会の閉会後に発表されたものであり、広く国民の間から多くの批判が寄せられている。

(2) 当会は、2014（平成26）年2月28日付「憲法解釈の変更による集団的自衛権の容認及び国家安全保障基本法案の国会提出に反対し立法府及び行政府に対して憲法を尊重し擁護することを求める会長声明」及び同年7月2日付「憲法解釈の

変更により集団的自衛権行使を容認する閣議決定に関する会長談話」を公表し、閣議決定による憲法解釈変更が立憲主義および平和主義に反することを指摘した。

- (3) 歴代政府解釈は、日本国憲法の下で集団的自衛権の行使は許されないとし、個別的自衛権の行使として、①我が国への急迫不正の侵害があり、②これを排除するために他の適当な手段がない場合に、③必要最小限度の実力行使をすることだけを認めてきた。

かかる解釈の下で、従前の安全保障に関する立法においても、自衛隊の活動や武器使用は日本国憲法の平和主義の理念に即したものに限定されてきたのである。

上記閣議決定のように、自衛隊の活動範囲と武器使用権限を拡大し、集団的自衛権の行使を容認することは日本国憲法に反し無効といわざるをえない。

- (4) ところで、最近の新聞報道によれば、上記閣議決定を法制化するための政府と与党との間の協議が本年2月13日から週1回という急ピッチで行われており、本年3月下旬には政府・与党の結論をまとめる予定とされている。そして、5月連休明けには本国会へ安全保障に関わる法案が一括して提出され、本国会中にその成立を強行することが懸念されている。

報道によれば、政府・与党が検討している法案は、自衛隊法、武力攻撃事態法、周辺事態法、PKO法等の関連法律の改正や、自衛隊の海外派遣に関する恒久法の制定が含まれる。

そして、自衛隊法や武力攻撃事態法等において、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」を「存立危険事態」などという新たな概念として規定し我が国が攻撃されなくても自衛隊が出動できるように変更することや、これまで自衛隊の活動範囲を限定していた「後方地域」(周辺事態法)や「非戦闘地域」(旧テロ特措法、旧イラク特措法)などの概念を無くすことなどが盛り込まれると報道されている。このような立法がなされれば、我が国に対する武力攻撃がなくても自衛隊が海外に出動し武力を行使することが可能になる。

しかしながら、「存立危機事態」なる概念は法的概念として確立されておらず、そのときどきの政府の判断で「存立危機事態」を認定して自衛隊を海外へ出動させ

武力の行使を実行させる恐れがある。しかも、政府の判断の根拠となった事実や資料は外交・防衛に関する事項として特定秘密保護法により秘匿されるおそれがあり、そうなれば国民が事後的に政府の判断の正当性を検証することは不可能となる。

また、上記閣議決定に基づき自衛隊の海外での活動地域を拡大し武力の行使を認める立法は、日本国憲法9条の制約を超えて自衛隊の武力行使を可能とするものであり、許されない。

- (5) 上記閣議決定に基づき作られようとしている安全保障法体制は、他国が行う戦争に我が国が参加し日本国民が加担させられる道を開くものであり、日本国民の生命、自由及び幸福追求の権利を侵害するとともに全世界の国民が等しく有する平和的生存権をも侵害する危険が高いものといわざるをえない。

我が国は、アジア太平洋戦争の悲惨な経験から、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民にあることを宣言し」日本国憲法を確定した。日本国民は「恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」のであり、「全世界の国民が等しく恐怖と欠乏からまぬかれ平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認している。

戦後70年間、日本国民は、官民ともに、このような日本国憲法の精神に基づき、日本社会を発展させ、国際社会で名誉ある地位を占める努力をしてきた。

平成26年7月1日閣議決定に基づく安全保障法整備は、これまでの平和国家日本の歩みを瓦解させるものであり、断じて許されないというべきである。

- (6) よって、当会は、立法府及び行政府に対し、平成26年7月1日閣議決定に基づく安全保障に関する法整備、法解釈及び法運用を行わないよう強く求める。

以上